

令和7年度保育所利用料について

令和7年4月分からの保育料について、別紙のとおり通知します。なお、保育料の金額は下記の「保育料基準額表」のとおり、世帯の市町村民税（住民税）課税状況、児童が3歳未満か3歳以上か、保育を利用できる時間が標準時間か短時間かによって区分されています。

◆ 保育料基準額表（令和7年度 御坊市）

階層区分		3歳未満児（円）		3歳以上児（円）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	市町村民税所得割の課税額が	48,600円未満 ※市町村民税の均等割のみ課税の世帯を含みます。	13,000	12,800	0	0
第4階層		97,000円未満	21,900	21,600	0	0
第5階層		169,000円未満	29,900	29,400	0	0
第6階層		301,000円未満	33,600	33,100	0	0
第7階層		397,000円未満	40,000	39,400	0	0
第8階層		397,000円以上	52,000	51,200	0	0

【注意】

- 令和元年10月以降、3歳未満児の非課税世帯及び3歳以上児の保育料が無償化されています。
- 3歳以上児は別途給食費（主食費・副食費）がかかりますが、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の児童は副食費が免除となります。
- 階層区分の判定に用いる市町村民税所得割の金額は、保護者にかかる税の合計額です。例えば、祖父母と同居している場合に、祖父母の市町村民税額も算定の対象になる場合があります。
- 年度の途中で確定申告（修正・還付）等により税額が変わった場合は、当該税額が対象となる保育料を遡り更正します。
- 住宅借入金等特別控除を受けている場合でも、階層区分の判定に用いる税額は、控除前の税額になります。

◆ 基準額表の金額よりも保育料が軽減される場合について

次の①～③の表に該当する児童は、以下の表のとおり、基準額よりも保育料が軽減されます。

① 「ひとり親世帯」又は「障害児（者）のいる世帯」で、所得が一定以下（第2階層～第4階層の一部）の場合

階層区分		3歳未満児（円）				3歳以上児（円）			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
		保育所入所児童が		保育所入所児童が		保育所入所児童が		保育所入所児童が	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	所得割課税額	48,600円未満	5,000	0	5,000	0	0	0	0
第4階層の一部		77,101円未満	5,000	0	5,000	0	0	0	0

（例）「ひとり親世帯」又は「障害児（者）のいる世帯」で、長男が小学生、次男が保育園の場合、次男の保育料は無料です。

（例）「ひとり親世帯」又は「障害児（者）のいる世帯」で、長男が保育園、次男も保育園の場合、長男の保育料は無料又は2階層の基準額、次男の保育料は無料です。

② 上記①に該当しない世帯で、児童に生計を一にしている兄・姉があり、所得が一定以下（第2階層～第4階層の一部）の場合

階層区分		3歳未満児（円）						3歳以上児（円）					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		保育所入所児童が			保育所入所児童が			保育所入所児童が			保育所入所児童が		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
		基準どおり	無料又は半額	無料	基準どおり	無料又は半額	無料	基準どおり	無料又は半額	無料	基準どおり	無料又は半額	無料
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	所得割 課税額	48,600円未満	13,000	6,500	0	12,800	6,400	0	0	0	0	0	0
第4階層 の一部	課税額	57,700円未満	21,900	10,950	0	21,600	10,800	0	0	0	0	0	0

③ 上記①・②に該当しない場合で、同一世帯から同時に2人以上の就学前児童が対象施設（※）を利用している場合

※「対象施設」… 保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援

階層区分		3歳未満児（円）						3歳以上児（円）					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		保育所入所児童が			保育所入所児童が			保育所入所児童が			保育所入所児童が		
		1人目の利用者	2人目の利用者	3人目以降の利用者	1人目の利用者	2人目の利用者	3人目以降の利用者	1人目の利用者	2人目の利用者	3人目以降の利用者	1人目の利用者	2人目の利用者	3人目以降の利用者
		基準どおり	半額	無料	基準どおり	半額	無料	基準どおり	半額	無料	基準どおり	半額	無料
第4階層 の一部	所得割課税額	57,700円以上 97,000円未満	21,900	10,950	0	21,600	10,800	0	0	0	0	0	0
第5階層		169,000円未満	29,900	14,950	0	29,400	14,700	0	0	0	0	0	0
第6階層		301,000円未満	33,600	16,800	0	33,100	16,550	0	0	0	0	0	0
第7階層		397,000円未満	40,000	20,000	0	39,400	19,700	0	0	0	0	0	0
第8階層		397,000円以上	52,000	26,000	0	51,200	25,600	0	0	0	0	0	0

（例）兄が幼稚園、弟が保育園を利用している場合、保育園利用の弟は「2人目半額」になります。

【注意】兄・姉が対象施設を利用している場合、社会福祉課で把握できないことがありますので、兄・姉が利用している施設で交付される「在園証明書」が必要な場合があります。（御坊市内の公立幼稚園、公・私立保育園の利用状況については社会福祉課で把握できるため、「在園証明書」は不要です。）

◆ 保育料の年度途中の切り替えについて

9月以降の保育料については令和7年度の市町村民税（夏頃に決定）の額をもとに算定しますので、現時点では未定です。

【保育料切り替えのイメージ】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和5年中の収入で決まる令和6年度の税額で保育料を算定					令和6年中の収入で決まる令和7年度の税額で保育料を算定						

保育料は毎月口座振替で、忘れず支払いましょう！



保育料等に関するお問い合わせ先
御坊市役所 こども支援課 Tel. 0738-52-5033